

第14回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録

◇日 時：平成31年2月22日（金）午前10時00分～午前11時00分

◇場 所：高田消防署 2階 大会議室

◇出席者

委 員 石黒良彦 布施正保 桐山修一

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務情報課：課長 島田康貴、課長補佐兼情報管理係長 柏田守彦、
法務係長 岡崎剛史、法務係主事 西川以純、

担 当 課 水道総務課：課長 植田紀郎、総務料金係長 寺田興司

担 当 課 財産管理課：課長 杉田茂雄

そ の 他 関電システムソリューションズ(株)：上杉氏、佐藤氏、馬場園氏

- ◇諮問案件 ① 基幹系システムが構築するネットワーク内で行っていた個人情報の電算処理を、新システムが構築する外部ネットワーク上で行うことについて
② 公用車に設置するドライブレコーダーにより、本人の同意なく個人情報を収集すること及び当該収集の目的の範囲を超えて当該個人情報を提供することについて

◇会議内容

事務局（伊勢）	<p>ただいまから、第14回大和高田市個人情報保護運営審議会を開催いたします。本審議会の開催に当たりましては、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページにおいて一般傍聴者を募集いたしました。また、本日の会議内容につきましては、議事録作成の正確性を期するため、事務局にて録音させていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、初めに法務情報課長の島田からご挨拶を申し上げます。</p>
事務局（島田）	<p>おはようございます。法務情報課長の島田と申します。本日はご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>今回は、ご審議いただきたい案件が2件ございます。</p> <p>1件目は「新たな水道料金システムの利用に際し、外部ネットワーク上で個人情報の電算処理を行うことについて」です。平成31年度中に稼働を予定している新システムの導入に伴うもので、大和高田市個人情報保護条例第36条第2項に基づく諮問となります。</p> <p>2件目は「公用車に設置するドライブレコーダーにより、本人の同意なく個人情報を収集すること及び当該収集の目的の範囲を超えて当該個人情報を提供することについて」です。こちらは事前に配布しています資料のとおり、既にいくつかの部署で車両に設置済みです。本市として、</p>

	<p>今後本格的な導入を予定しており、これを機に講ずるべき措置について、条例第7条第3項第8号及び第9条第1項第6号に基づく諮問として、皆様のご意見をお聴きするものです。</p> <p>諮問内容は、後ほど各実施機関から説明をさせていただきます。委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
事務局（伊勢）	<p>ありがとうございました。それでは早速議事に移らせていただきます。議事の進行に当たりましては、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第3条の規定に基づき、議長を石黒良彦会長にお願いいたします。</p> <p>石黒会長、よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>まず、「新たな水道料金システムの利用に際し、外部ネットワーク上で個人情報の電算処理を行うことについて」ですが、実施機関からの説明を求める前に、これまで諮問されてきた「オンライン結合による電算処理の制限」に係る諮問との違いについて、整理してもらえますか。</p>
事務局（岡崎）	<p>1つ目の違いは、本市の基幹系ネットワークと回線をつなわず、外部ネットワーク内での電算処理が完結する点です。オンライン結合しない、つまり基幹系ネットワークと外部ネットワークを直接つながない場合であっても、電算処理の方法によっては、オンライン結合による電算処理の場合と同等のリスクが生じているのではないかという懸念があったことから、今回諮問させていただきます。</p> <p>2つ目の違いとして、本市の条例では個人情報を電算処理すること自体には制限を設けていないため、本諮問は条例第36条第2項に基づく任意の諮問となっている点です。</p>
議長（会長）	<p>基幹系ネットワークと外部ネットワークをオンライン結合することによる情報漏えいのリスクではなく、外部ネットワークに構築したシステムに情報を提供し、電算処理を行わせることによる情報漏えいのリスクについて、また「個人情報を外部ネットワーク上で電算処理することに公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めることができるか」について、この2点が今回検討すべき事項です。</p> <p>今回の諮問は任意規定によるものとのことですが、そもそも電算処理について審議会の諮問を必要としないのであれば、今後も同様の案件があった場合に諮問を受けるかについて、議論する必要があると考えます。本日は、欠席の委員もおられることから、他の委員の皆様の了解も得まして、このような諮問を今後も必要とするかについて次回の会議の場で検討することとします。</p> <p>では、諮問内容について、実施機関から説明をお願いします。</p>
	<p>（担当課職員が諮問案件について詳細説明を行った。）</p>

桐山委員	<p>現在運用されている基幹系システムと新システムとの結合は行わず、新システム内でのみ電算処理を行うとのことですが、当該電算処理を行うに当たり、基幹系システム内にある個人情報等を新システムに移行する必要がありますと思います。移行する具体的な方法について、ご説明いただけますか。</p>
担当課（植田）	<p>基幹系システムから住民情報は見れますが、先程説明したように、今回の櫃原市との窓口業務の共同化に当たっては、基幹系システムとは別の、収納業務と量水器の管理業務を行うため使用するシステム（以下「管理業務システム」という。）内にある情報が利用されます。ですので、新システムに移行されるのは管理業務システム内の情報であり、基幹系システム内の住民情報については移行しませんので、住民情報の移行に係る問題は無いと考えています。</p>
事務局（岡崎）	<p>管理業務システムから新システムへの情報の移行について、具体的な方法の説明が抜けていたかと思いますので、その点について担当課から説明をお願いします。</p>
関電（上杉）	<p>現在運用しているシステムから新システムへのデータ移行は、電子媒体を用いて行いますが、移行作業を行うに当たり、現行システムと新システムがオンラインで結合することはありません。</p> <p>移行作業の流れを簡単に説明しますと、情報の抽出作業を管理業務システムの契約業者が行い、当社が水道総務課様より媒体を受け取り、その後の新システムへのデータ移行作業を行います。移行作業に際しては、当社のセキュリティポリシーを遵守し、都度確認をしながら行います。</p>
議長（会長）	<p>電子媒体とは、具体的にどのようなものですか。</p>
関電（上杉）	<p>現行ですと、ブルーレイディスク又はDVDになるかと思います。</p>
布施委員	<p>先程の担当課の説明の中で、お客様センターに常駐する職員が電算処理を行う場面が度々出てきましたが、当該職員が新システム内の個人情報を取り扱うに当たり、当該職員が不正を行わないための防止策としてどのようなものを想定しているのか、ご説明いただけますか。</p>
担当課（植田）	<p>お客様センター業務委託契約の内容に、本市の個人情報保護条例及び個人情報保護条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順にうたわれています禁止事項、機密の保持に関する規定を盛り込んでいます。また、業者向け研修を行うことで、情報漏えいに対し、厳しく禁じていく方向でいます。</p>
桐山委員	<p>資料（保護措置1 システム面（3） ネットワーク③）に「同一データセンター内で両市のシステムが稼働するが、仮想環境上では別環境で構築されており、完全に分離されている。このため、互いの操作が相</p>

	<p>手方の市に影響を及ぼすことはない。」と記載がありますが、これは相手方の市の情報を全く見れないという理解でよろしいですか。</p>
担当課（植田）	<p>両市のシステムは完全に分離されておりますので、両市共に、相手方の情報を見ることは全くできないものとなっております。</p>
議長（会長）	<p>ご意見、ご質問等出尽くしたようですので、本審議会といたしまして、「新たな水道料金システムの利用に際し、外部ネットワーク上で個人情報の電算処理を行うことについて」、この諮問事項につき、電算処理方法として適切であると判断します。また、異議なしとのことで、本件諮問事項を承認します。</p>
議長（会長）	<p>引き続き2件目の案件について、議事を進めさせていただきます。 「公用車に設置するドライブレコーダーにより、本人の同意なく個人情報を収集すること及び当該収集の目的の範囲を超えて当該個人情報を提供することについて」です。最初の法務情報課長の挨拶の中にもありましたが、既にドライブレコーダーを設置している公用車もあるとのことですが、審議会への諮問が後になってしまったことに理由があれば、補足説明を求めます。</p>
事務局（岡崎）	<p>本市では、ドライブレコーダーによる撮影について、撮影方法や利用目的が限定的であること及び収集による個人情報の本人の権利利益の侵害の程度が小さいことから、当該撮影による権利の侵害は公共の福祉の範囲内のものであると考え、これを審議会の諮問対象としていませんでした。しかしながら、昨今、ドライブレコーダーによる撮影が個人情報の収集を制限する規定に抵触するとして、審議会に諮問する事例が増加しています。実際のところ、ドライブレコーダーを設置する公用車の割合が増加しているとはいえ、トラブル発生時の状況を撮影することが必要不可欠とまでは言い切れない側面もあります。</p> <p>そこで、ドライブレコーダーにより個人情報を収集することによって達成される公益と、それにより侵害される個人の権利利益の比較衡量について、審議会の審議に付すことが望ましいと考えた次第です。</p> <p>なお、ドライブレコーダーで記録された映像を外部提供するといった事例は、今のところ発生していませんが、実施機関に確認したところ、提供に当たって、通行人などの第三者の情報にモザイクをかけるといった処理は、費用面で困難とのことです。そのため、事故やトラブルの相手方に対し、このようなモザイク処理を行わずに提供することができるかどうかにつき、個人の権利利益の侵害の程度との関連で再考する必要があるため、併せて諮問させていただきます。</p>
議長（会長）	<p>では、諮問内容について、実施機関から説明をお願いします。</p>

	(担当課職員が諮問案件について詳細説明を行った。)
議長（会長）	<p>ドライブレコーダーの撮影により撮影された不特定多数の人のデータについて、個人情報の収集の制限、これは個人情報保護条例第7条に該当しますが、本来は本人の同意を得て収集しなければならないところ、第7条第3項第8号該当として収集が可能であるかどうかということ、また、記録されたデータを保険会社等の第三者に提供する場合、これは条例第9条に該当しますが、同条第6号該当として外部提供が可能であるかどうかということ、この2点が今日検討すべき事項です。</p> <p>一つ確認したいのですが、条例第9条第1項第2号に規定されている「法令等に定めがあるとき。」の場合は、当然第三者提供が許されています。捜査機関や裁判所からの提出命令があった場合は、条例第9条第1項第2号該当として外部提供を行うことができるかと思いますが、その場合は除いて、今回の諮問では、主に保険会社など、任意での提供を行う場合に外部提供をすることができるかということ念頭において、審議を行うということによろしいでしょうか。</p>
事務局（岡崎）	<p>データに写っている内容は、保険会社や事故の相手方など事故の当事者にとっては自己情報であり、これらの者に対する提供は目的内での提供と考えているのですが、事故と関係の無い第三者については、保険会社からの請求であっても目的外の提供となりますので、外部提供の規定に抵触することとなります。事故の当事者ではなく事故の映像に入り込んだ不特定多数の第三者の個人情報の問題ということですので、捜査機関についても同様のことが言えます。</p>
議長（会長）	<p>被疑者とは関係の無い第三者という点から考えると、外部提供の規定に抵触してきます。条例第9条第1項第2号に規定されている「法令等に定めがあるとき。」の法令も、第三者情報を出しなさいと言っているのではないので、捜査機関等に対する提供についても、一般条項である条例第9条第1項第6号の規定に基づいて今回諮問にかけたいという前提で、審議に入りたいと思います。</p>
桐山委員	<p>保存、記録したデータを外部に提供するに当たり、大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱（案）要綱第10条にデータの提供について規定されていますが、トラブルの当事者以外の第三者が映っているデータの外部提供を行う際、当該提供が第三者の権利侵害に当たるか否か、こういったことを考慮する旨の文言が無いことが非常に気になる点です。かたや、条例第9条第1項第5号には、「当該個人情報の提供によって本人又は本人以外のものの権利利益を侵害することがないと認められるとき。」と規定されています。この部分の条例と要綱とのバランス、ま</p>

	<p>た、実際に提供をされる際の個別のデータに含まれる第三者の個人情報について権利侵害がないか判断するのか否か、この点についてご説明いただけますか。</p>
担当課（杉田）	<p>基本的には、当事者又は当事者の代理人から請求があった場合に提供することとしています。ドライブレコーダーのデータの利用目的として、防犯など色々なものがあると思いますが、本市としては、目的外の提供については一切提供しないということで考えています。第三者から請求があった場合については、現段階では想定しておりません。第三者への提供について要綱にどのように規定するかについては、今後の検討事項としていきたいと考えています。</p>
事務局（伊勢）	<p>ご指摘の第10条の規定については、「該当する場合」の後ろに、例えば「であって、不当に権利利益を侵害するおそれ無いと認められるとき」などの文言を付け足すことで、条例第9条第1項第5号における「当該個人情報の提供によって本人又は本人以外のものの権利利益を侵害することが無いと認められるとき。」の規定を確認するような体系を取っていききたいと考えています。</p>
布施委員	<p>提供に当たって、通行人などの第三者の情報にモザイクをかけるといった処理は、費用面で困難との説明がありましたが、その費用はかなり掛かるものなのではないでしょうか。また、事故が起こったときに後続の公用車のドライブレコーダーでその様子を撮影していた場合、警察から当該事故時のデータの提供依頼があった際にどのように対応するのか、この点についてご説明いただけますか。</p>
担当課（杉田）	<p>令状によるものは別として、本市としては提供をする予定はありません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>発言の趣旨</p> <p>令状による強制捜査の場合は別として、任意捜査の段階で刑事訴訟法第197条第2項による照会があった場合は、捜査の必要性が低く、個人の権利侵害の程度が高いときは、法的義務がないとして当該照会に応じない。</p> </div> <p>今後、公用車にドライブレコーダーを設置していることについて周知を図っていくことも考えていますが、それを受けての情報提供という意味でのデータ提供を行っていくことは基本的には考えていません。事故の様子が映っているデータを出さないということでもいいのかという問題はあるかもしれませんが、職員が事故当事者となった場合の原因究明、責任の明確化というところを重視しています。防犯のために使えるのでは等、色々な意見もありますが、あくまで公用車に係る事故及び公用車</p>

	<p>の運転者の運転マナー向上の2点について、利用していきたいと考えています。</p> <p>費用面については、モザイク処理のみであれば対応できるかとは思いますが、提供を行う際に用いるDVDについて、複製を防止する処理を行うことについては市では対応できないと考えています。</p>
事務局（柏田）	<p>担当課より相談を受けました、情報担当課としてご説明します。モザイク処理を行うソフトには様々な価格帯があり、安価なものだと機能が十分でない、また高機能なものだと職員が使いこなし難いということもあり、バランスの取れたものを検討した結果、約10万円程度の価格帯のものが適当であると考えています。ただ、その費用につきましても払いきりではなく、月額でコストが掛かるものです。今後提供するデータのうちモザイク処理を必要とする案件がどの程度あるのか、費用面と必要となる作業とのバランスが十分検討できていないため、その10万円についても、費用を掛けていくべきか否かというところがあります。</p>
桐山委員	<p>保険会社から提供を求められた場合、当該データは裁判資料として利用されることと思います。自己（保険会社）で持つデータとは別に当該データを複製し、裁判資料として提出したいという場合、その複製については認めていくのでしょうか。</p>
担当課（杉田）	<p>提供を行う際の同意書の内容として複製を行わないという項目はありますが、一律複製を認めないということになりますと事態が前に進んでいかないということもありますので、実際の運用上は複製について承諾を求められた場合は、こちらで複製することも含め検討していきたいと考えています。</p>
事務局（岡崎）	<p>委員のご指摘を受けまして、要綱第10条第2項第3号の規定について、無断で複製を行わない旨の規定に変更いたします。</p>
布施委員	<p>第三者が映ったデータを提供することについて、基本的には第三者の権利利益を侵害することは無いとは思いますが、全く無いとも言い切れない。その点について、どのように考えておられますか。</p>
議長（会長）	<p>本要綱はまだ案の段階であるということで、個別案件の処理に際しては、必ずただし書や例外規定等が必要になってくるかと思しますので、これまで出されました委員の意見も参考にしながら、その点を検討していただけたらと思います。</p> <p>では、ご意見、ご質問等出尽くしたようですので、本審議会といたしまして、「公用車に設置するドライブレコーダーにより、本人の同意なく個人情報を収集することについて」、この諮問事項につき、条例第7条第3項第8号該当として、また、「収集の目的の範囲を超えて当該個人情報</p>

	を提供することについて」、この諮問事項につき、条例第9条第1項第6号該当として、本件諮問事項を承認します。
--	---